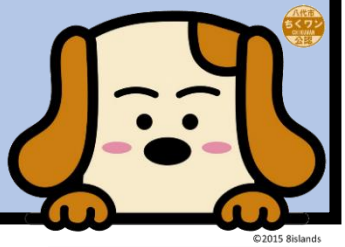
犬の飼い主の皆様へ

狂犬病予防注射の制度が変わります



狂犬病予防法施行規則が改正され、以下のとおり、令和９年３月２日から制度が変わります。特に、毎年３月に狂犬病予防注射を接種させている犬の飼い主の方はご注意ください。

市ホームページ記事▶

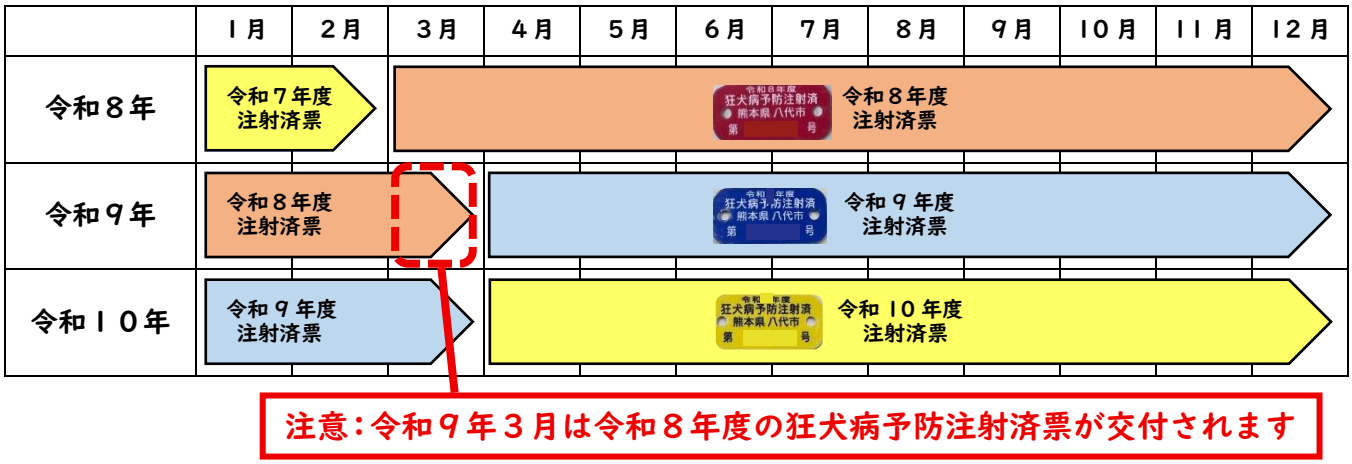
変更点① 狂犬病予防注射が通年接種可能となります

これまでは、毎年１回の狂犬病予防注射を４月１日から６月３０日までの間に受けさせることとなっていましたが、今後は通年での接種が可能となりました。飼い主の皆様は、これまでどおり飼い犬に年１回、狂犬病予防注射の接種をお願いします。

変更点② 接種した年度と同じ年度の注射済票が交付されます

これまでは、狂犬病予防接種の年度切り替わりが３月からとなっていましたが、今後は４月に変更となります。このため、毎年３月に狂犬病予防注射を接種させた場合、翌年度の注射済票の交付を受けることができなくなります。毎年３月に狂犬病予防注射を接種させている犬の飼い主の方はご注意ください。令和９年度の注射済票は、令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までに接種した場合に交付されます。

▼狂犬病予防注射　年度切り替わりのイメージ





・狂犬病予防注射は年１回の接種が必要です。できるだけ毎年同じ時期に接種をお願いします。
・狂犬病予防集合注射は今後も実施しますので、飼い主の方へ通知します。

【お問い合わせ先】八代市環境課(エコエイトやつしろ管理棟１階)　電話0965-33-4114